明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔規則〕
○人事院規則一九―〇（職員の育児休業等）の一部を改正する人事院規則（人事院一九―〇―一四）　一

〔告示〕
○肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産三一四）　四
○生産業者の住所及び肥料の名称の変更に係る届出があった件（同三一五）　八
○肥料の登録が失効した件（同三一六）　八
○港湾法第五十五条の三の三第一項の規定に基づき、港湾管理者の管理する港湾施設の管理を開始した件の一部を改正する告示（国土交通一九〇）　一〇

〔官庁報告〕
官庁事項
人事院規則二―四（人事院の職員に対する権限の委任）第二項の規定に基づき、平成四年人事院公示第一号の一部改正に関し、決定した件（人事院公示一）　一〇
指定保安検査機関の指定に関する公示（中部近畿産業保安監督部）　一〇

〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一〇
特殊法人等
税理士登録者関係　四三
会社その他
会社決算公告　四四

規則

人事院は、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）に基づき、人事院規則一九―〇（職員の育児休業等）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和四年二月十七日

人事院総裁　川本　裕子